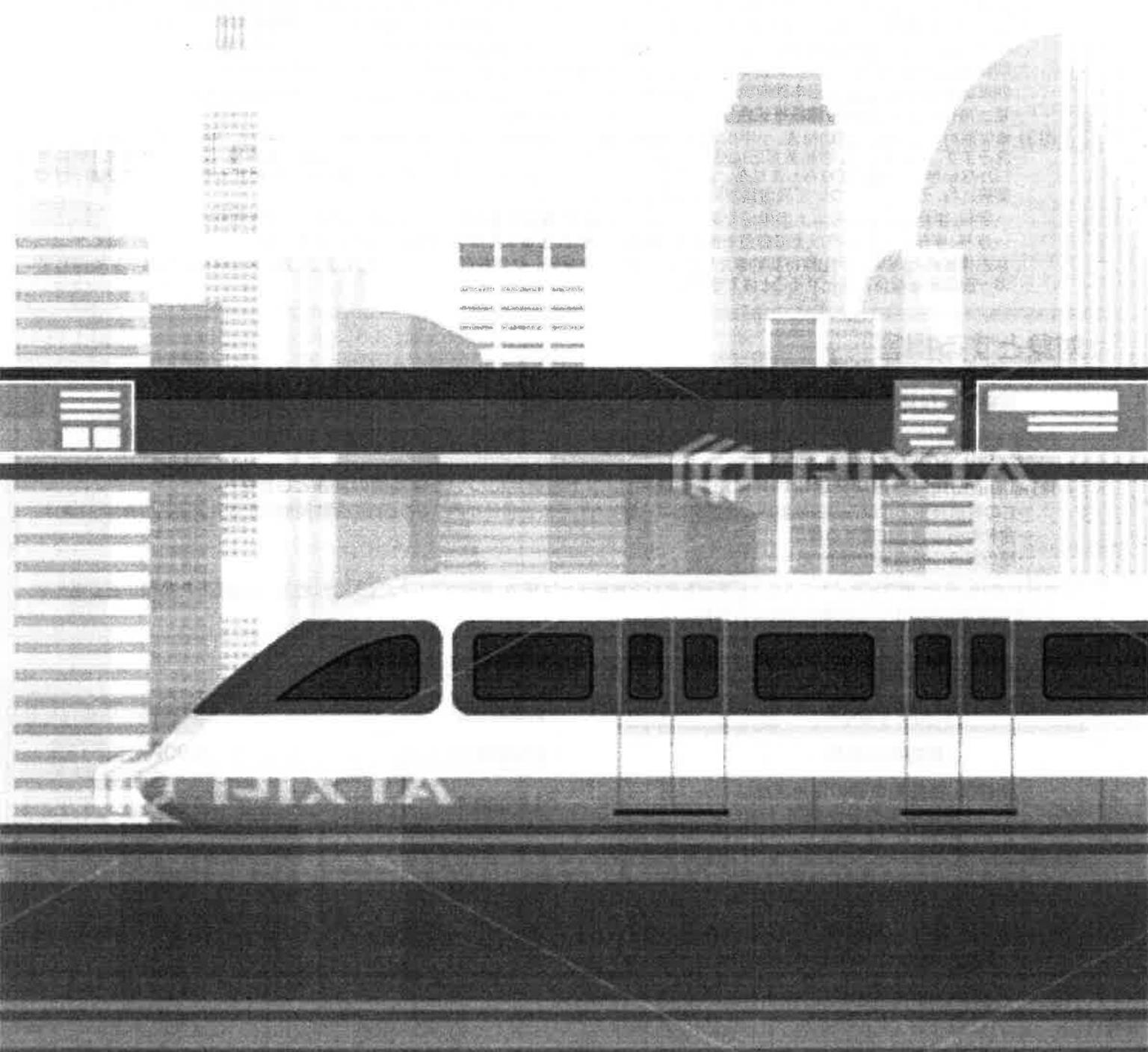


修学旅行変更費用保険

〈特急電車等利用〉

新幹線、特急電車等を利用する修学旅行等において、利用を予定している電車が運休、到着遅延等となることによって生じた追加宿泊費用、追加交通費用および追加食事費用を補償します。



修学旅行変更費用保険のご案内

偶然な事由により利用予定の新幹線や特急電車等が運休、運転打ち切り(利用予定電車が、下車予定駅まで到着せず途中で運転をとりやめることをいいます。)または2時間以上の到着遅延(利用予定電車が、最終下車予定駅に到着予定時刻より2時間以上遅延して到着することをいいます。)した場合に、お客さまが予定外の費用支出を余儀なくされる以下「対象となる損害」に該当する費用を補償します。

◆お申込み期日

保険の対象とする旅行の最初の乗車予定日の前日から起算して14日前までに修学旅行変更費用保険の加入申込みおよび保険料のお支払いをしていただきます。

◆保険責任期間

保険の加入申込日の翌日の午前0時から、対象とする旅行の終了予定日(最終の乗車予定日)の午後12時またはその旅行の終了時のいずれか早い時まで。

保険の対象となる旅行

日本国内の新幹線(注1)、特急電車等(注2)を利用する修学旅行等(注3)に限ります。

(注1) 新幹線とは、東海道新幹線、山陽新幹線、東北新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、秋田新幹線、山形新幹線、九州新幹線または北海道新幹線をいいます。

(注2) 特急電車等とは、以下の対象鉄道会社が運行する特急・急行電車(停車駅を限定すること等により目的地までの所要時間を短縮することを目的に運行されている電車で、乗車にあたって、所要時間短縮の対価として設定された料金が運賃とは別に必要となる電車をいいます。以下、同様とします。)もしくは専用電車(修学旅行等を実施する団体専用に鉄道会社が個別に出発時刻、到着時刻等の運行計画を定めて運行する電車をいいます。以下、同様とします。)または乗り入れ運転(異なる鉄道会社間の路線をまたがって、同一の電車が一貫して運行を行うことをいいます。)を行っている特急・急行電車もしくは専用電車をいいます。

[対象鉄道会社:東日本旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、小田急電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、西武鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、富士急行株式会社、長野電鉄株式会社または富山地方鉄道株式会社]

(注3) 修学旅行等とは、学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校特別支援学校、大学(大学院、短期大学を含みます。)、専修学校、学校教育法に基づき設立された各種学校および保育所とし、大学校、職業訓練施設およびその他法律に基づかない学校は対象にはなりません。以下、同様とします。)の行事(学校が行事に対する責任を負担するもの)という位置づけで実施され、その実施について教職員が同行する次の旅行をいいます。

・学科、学年またはそれ以上の単位で実施され、園児、児童、生徒または学生の全員が参加することを原則とする旅行

・学科、学年またはそれ以上の単位で実施され、園児、児童、生徒または学生が任意で参加できる旅行

なお株式会社湯旅と手配旅行契約または企画旅行契約を締結した学校単位にお引受けします。個人または団体を構成する旅行者の一部のみを被保険者とすることはできません。

対象とする損害

●追加宿泊費用

●追加交通費用

●追加食事費用(注)

(注)追加食事費用については、1名1日あたり3,500円を限度とします。また2,000円までは実額を、2,000円を超える部分については超過額×90%のお支払いとなります。

◆「追加宿泊費用」「追加交通費用」「追加食事費用」は以下の費用については補償の対象としません。

- ・この保険契約およびこの保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の保険(共済)料
- ・金利等資金調達に関する費用
- ・被保険者の役職員の報酬・給与

※収益の額、事故・損害が生じたことにより支出を免れた金額または事故・損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合はこれらの金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額・保険料【旅行参加者1名・1乗車日あたり】

利用する電車	支払限度額	保険料
新幹線のみ利用	15,000円	90円
新幹線、特急電車等の併用または特急電車等のみ利用	15,000円	165円

◆保険の対象とした乗車予定日の全日数(以下「乗車予定日数」といいます。)が2日以上あり、かつ旅行行程初日の乗車予定日が保険の対象とした乗車予定日に含まれる場合は複数日割引が適用されます。この場合は、上記保険料に乗車予定日数を乗じた保険料から、「新幹線のみ利用」の場合は10円、「新幹線、特急電車等の併用」または「特急電車等のみ利用」の場合は20円を割り引きます。

◆1名あたりの保険料は、乗車予定回数ではなく、乗車予定日数を基準に算出します。したがって、新幹線、特急電車等への乗車予定が同一日に複数回ある場合でも、1乗車予定日あたりの保険料が適用されます。また、日帰りの往復乗車、夜行電車等の日にちをまたがる乗車予定についても1乗車予定日あたりの保険料が適用されます。

◆保険の対象とする乗車予定に、1回でも特急電車等への乗車予定が含まれる場合は、新幹線のみ利用する乗車予定日に対しても上記保険料表における「新幹線、特急電車等の併用」の保険料が適用されます。

【保険金をお支払いしない主な場合】

■次の①から⑩に該当する事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 保険金を受け取るべき者(保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)で、上記①以外の者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ③ 関係者(保険契約者、被保険者、旅行の主催者・後援者およびそれらの役員ならびに旅行の参加者をいいます。以下同様とします。)の故意、重大な過失または法令違反
 - ④ 関係者の解散、破産手続開始または資金不足
 - ⑤ 関係者の旅行に関する準備・取決めの過失またはそのような準備・取決めに係る関係者間の紛争もしくは意見の相違
 - ⑥ 関係者の犯罪行為・闘争行為(労働争議を除きます。)またはこれらの者の逮捕・出入国拒否等の公権力の行使。ただし、消防、避難等防災のための公権力の行使を除きます。
 - ⑦ 政変・国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - ⑨ 地震、噴火またはこれらによる津波
 - ⑩ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質(使用済燃料を含みます。)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- * ④から⑩の事由によってこの保険の対象とする事故が拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも、この保険の対象とする事故が④から⑩の事由によって拡大して生じた損害についても保険金をお支払いしません。

■次の①から③に該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 財物の滅失(盗難、紛失等を含みます。以下同様とします。)、損傷または汚損による物的損害(価値の減少またはそれを回復するための修理費、再調達費用等をいいます。)
- ② 身体障害を被った方について生じた損害(治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料をいいます。)
- ③ 被保険者が、他人の財物の滅失、破損もしくは汚損、他人の身体障害、人格権の侵害または職業上相当な注意を用いなかっただけに基づき発生した他人の財産上の損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害

■直接であると間接であるとを問わず、次の①から②に該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114条)第6条に規定する以下ア.からウ.の感染症の発生または発生のおそれ起因する損害(これらに感染することを防ぐために発生する損害を含みます。)
- ② 武力により政府の転覆を図る行為またはテロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。)に起因する損害

■事故が発生した際に、乗車予定電車以外の電車(乗車予定電車が新幹線以外である場合は新幹線を除きます。)を利用することにより、旅行参加者が到着予定時刻から2時間以内最終下車予定駅に到着することができたと認められる場合には、保険金をお支払いしません。

* 上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

〈引受保険会社〉

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

航空運輸産業部 営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL:03-3259-4135(受付時間:平日9:00~17:00)

〈取扱代理店〉

ご相談・お申込先
株式会社湯旅

〒350-0043 埼玉県川越市新富町1-17-6 ユタビル2F
TEL:049-224-1251 FAX:049-224-1255

承認番号A17-104981 使用期限2019年4月1日

【重要事項のご説明】

この書面では費用・利益保険に関する重要事項(契約概要|注意喚起情報|等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。お申込みいただく際には、加入申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。

申込人と被保険者が異なる場合(被保険者が複数となる団体契約を含みます。)には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

*この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

1 ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み **契約概要**

約款構成

費用・利益保険普通保険約款 + 修学旅行変更費用保険特約(特急電車等用)

+ テロ行為等危険補償対象外特約(旅行変更費用保険用) + 各種特約(注)

(注) 契約内容に応じて各種特約がセットされます。

(2) 補償内容

■被保険者 **契約概要**

保険契約により補償を受けられる方をいい、旅行を実施する団体または旅行者となります。ただし、普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合 **契約概要**

対象とする旅行(1ページをご参照ください。)において、偶然な事由により利用予定の新幹線等が運休、運転打ち切り(利用予定電車が、下車予定駅まで到着せず途中で運転をとりやめることをいいます。)

または2時間以上の到着遅延(利用予定電車が、最終下車予定駅に到着予定時刻より2時間以上遅延して到着することをいいます。)

した場合には、保険金をお支払いします。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■お支払いする保険金 **契約概要**

被保険者が予定外の右記の費用支出を余儀なくされることにより被る損害に対して保険金をお支払します。

①追加宿泊費用
②追加交通費用
③追加食事費用

■保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

保険金をお支払いしない主な場合については、「保険金をお支払いしない主な場合」(左記)をご参照ください。

*上記以外にもお支払いしない場合があります。普通保険約款・特約を必ずご確認ください。

(3) セットできる主な特約 **契約概要**

詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4) 支払限度額 **契約概要** **注意喚起情報**

支払限度額は、保険金をお支払いする限度額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額につきましては、加入申込書の「支払限度額」欄にてご確認ください。

(5) 保険期間・補償の開始時期 **契約概要** **注意喚起情報**

■保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は、平成30年4月1日から平成31年4月1日までとなります。各被保険者に適用される保険責任期間は、加入申込書の保険料欄の保険責任期間をご確認ください。

■補償の開始時期

保険の対象の旅行ごとに加入申込書記載の加入日の翌日午前0時に補償を開始します。保険料相当額は、1ページに従い払い込んでください。保険責任期間が始まった後であっても、保険料の払込を怠った場合、補償の開始日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故または偶然な事由による損害に対しては保険金をお支払いしません。

2. 保険料 **契約概要**

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。以下同様とします。)

は、支払限度額、旅行参加人数、乗車日数等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、1ページにてご確認ください。

3. 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時にその全額を払い込む一時払のみとなります。

4. 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務(加入申込書の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込書(引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容

を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下同様とします。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

2. クーリングオフ(ご加入申込みの撤回等) **注意喚起情報**

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

3. ご加入後におけるご注意事項

1. ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

◇加入申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じた場合
また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇加入申込書記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、加入条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合でも、保険料を返還しません。

3. 失効について **注意喚起情報**

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4. 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

5. 保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

4. その他ご注意ください

1. 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)。補償対象となる場合には保険金および解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

4. ご加入条件について

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

5. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

6. 事故が発生した場合の手続き

(1)事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等
事故が発生した場合は、損害の発生および拡大の防止処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は

24時間 365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほかそれぞれの特約で必要となる書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額、程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくことをお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社の所定の損害状況調書	引受保険会社の所定の損害状況調書
(3)損害の額を確認する書類	支出された費用や喪失した収益の額が確認できる書類・明細書・領収書、損害の額から控除する金額の明細
(4)その他必要に応じて当社が求める書類	
①保険金請求権を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	旅行の概要が確認できる書類、引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる保険金等の額を確認する書類	保険会社からの支払通知書
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。)の確認を終えて保険金をお支払いたします。(必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。)

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 受付時間：平日 9:00～20:00
0120-632-277(無料) 土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社とご間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)] 【受付時間】平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)